



ご連絡

2019年6月28日

〒060-0004

北海道札幌市中央区北四条西12丁目 ほくろうビル4階  
内閣総理大臣認定適格消費者団体 認定特定非営利活動法人  
消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 様

〒105-0012

東京都港区芝大門1丁目1番30号  
日本自動車会館15階  
一般社団法人全国レンタカー協会

会長 岩崎 貞

冠 省

当協会の認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（以下「貴法人」といいます。）に対する2019年3月1日付回答書に対する、貴法人からの令和元年5月31日付再申入書を受けて、当協会は、貴法人に対し、以下の通り連絡いたします。

2019年3月1日付回答書が、基本的には最終的な回答であり、これ以上修正することは考えておりませんが、貴法人より再申し入れがございましたので再度検討はさせていただきます。

但し、平成30年9月7日付のご連絡でも説明させていただきましたが、標準レンタカー貸渡約款の検討は当協会の理事会の下部組織である業務改善委員会、その下部組織である約款等検討小委員会が担当します。

貴法人からの再申入書をふまえ、2019年7月11日約款等検討小委員会を開催する予定です。

標準レンタカー貸渡約款を改正するとした場合、会員への意見照会、業務改善委員会、理事会の決定といった諸手続きが必要です。半年から場合によっては1年近くの時間を要します。

貴法人からの再申入の内容について当協会でも検討した内容、その結果の対応について時間を要しますがその時点で回答させていただきます。

草々